明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六五）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁四四～四六）　一

○除籍が滅失した件（法務一八三）　二

○不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定に基づき事務を指定する件（同一八四）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二三）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二四）　四

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働一九八）　五

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一九九）　五

○保安林の指定をする件（農林水産六三六～六四〇）　六

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四〇二、四〇三）　六

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同四〇四、四〇五）　六

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（防衛八〇）　七

○都市計画に関する件（東北地方整備局一〇三）　七

○高速自動車国道に関する件（関東地方整備局二一九）　七

○登録住宅性能評価機関の登録をした件（近畿地方整備局一三二、一三三）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三四）　八

○道路に関する件（四国地方整備局四二）　八

○道路に関する件（沖縄総合事務局二四）　八

〔国会事項〕

総務省　法務省　栃木県　東京都　神奈川県　長野県　大阪府　香川県　愛媛県　八

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

〔資　料〕

平成二十二年二月中国際収支状況（速報）及び平成二十一年十～十二月中国際収支状況（確報）（財務省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第六十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（事業場の適用情報等の公表）

第七十六条　厚生労働大臣は、法第四条の二第一項の規定による届出を行つた事業主の氏名又は名称、住所又は所在地並びにその事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業であるか否かの別（同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十四号

フェデラル・インシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があつたので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月十九日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における主たる店舗の所在地	東京都千代田区麹町三丁目三番地四　KDX麹町ビル五階